

令和2年度 第6回 猿払村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年3月29日 13時30分から14時30分
- 2 開催場所 猿払村役場3階 委員会室
- 3 出席委員 (7人)

会長	10番	水野委員
委員	2番	羽鳥委員
	1番	早坂委員
	3番	大武委員
	4番	丹治委員
	7番	森委員
	8番	守谷委員
- 4 欠席委員 (3人)

	5番	港委員
	6番	宮尾委員
	9番	木村委員
- 5 議事日程
  - 第1 会期決定
  - 第2 会議録署名委員の指名について
  - 第3 事務報告
  - 第4 議案第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について
  - 第5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
  - 第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 第8 議案第5号 農業委員会の活動計画について
  - 第9 議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱の要否について
  - 第10 議案第7号 現況証明願について
  - 第11 その他
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	小林局長
事務次長	末永次長
農地係長	林係長
農地係	田村主事補

## 7 会議の概要

- 水野会長 ただいまの出席委員数は7人です。定足数に達しておりますので令和2年度第6回総会を開会致します。日程に入る前に一言、ご挨拶を申し上げます。
- 本日はお集まり頂きましてありがとうございます。皆さんご存知の通り今年に入り、畜産情勢は飼料高騰によって大変になるのかなと思います。飼料の高騰で皆様の経営を見直さなければならないと思いますが、皆様一丸となって頑張りましょう。
- 本日も重要な案件がありますので慎重審議のほどよろしく願いいたします。
- 日程第1、会期の決定について。会期は本日1日限りと致しますがこれに、ご異議ありませんか。
- 委員一同 (異議なしの声)
- 水野会長 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと致します。
- 日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、7番森哲也君、8番守谷学君を指名します。
- 日程第3、事務報告内容について事務局より報告します。
- 小林局長 日程第3、事務報告。令和3年2月1日から令和3年3月28日までとなっております。
- 2月1日、令和2年度第5回猿払村農業委員会総会をこの場にて開催してございます。出席委員7名、事務局3名となっております。
- 3月9日、第1回猿払村議会定例会を開催してございます。水野会長と私の方で出席しており、令和3年度の予算案につきましては可決を頂いた所でありませす。内容については以上です。
- 水野会長 事務報告について、ご質問等ございますでしょうか。
- なければ議事に入ります。
- 日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。
- 小林局長 日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について。下記のとおり、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告がありましたので、御審議願います。令和3年3月29日提出。猿払村農業委員会

会長水野正継。

今回提出された法人につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇〇〇の5社となっております。これらの内容につきまして、ファイルを回しますので、お時間を頂きましてご確認のほどよろしくお願ひします。以上です。

(委員一同回覧中)

水野会長

ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第5、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長

日程第5、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について。下記のとおり合意解約通知の提出がありましたので、御審議願ひします。令和3年3月29日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

案件につきましては、1件となっております。所在浜鬼志別214番地1。地目畑。面積13,627㎡。貸付人猿払村。借受人として芦野の〇〇〇〇さん。賃貸借料として年3,210円となっております。

こちらの詳細の位置図につきましては、附属資料の見出し議案第2号の方に載せてございます。図面と合意解約通知書を添付してございます。内容については以上です。

水野会長

ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長 日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請の提出がありましたので御審議願います。令和3年3月29日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

受付番号10番、所在浜鬼志別214番地1。地目畑。面積11,389㎡。譲渡人と致しまして、猿払村。譲受人と致しまして〇〇〇〇さん。摘要と致しまして貸借権、令和3年4月1日から1年間年間2,600円となっております。

こちらにつきましても、附属資料の見出し議案第3号の方に審査表と図面を載せてございます。内容については以上です。

水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。内容について、事務局より説明致します。

小林局長 日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について、御審議願います。令和3年3月29日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

案件としては1件です。2利の12。浅茅野台地342の525と浅茅野台地342の526。現況採草畑、地積2筆合わせて14,067㎡。対価と致しまして年間14,060円。所有権の移転の時期令和3年3月29日から、引渡し時期と致しまして令和8年1月31日。譲渡人と致しまして公益財団法人北海道農業公社。譲受人と致しまして浅茅野台地〇〇〇〇〇〇〇〇。譲渡理由と致しまして農地を貸し付けし、有効活用を図る。譲受理由としては農地を借り受け、有効活用を図るとなっております。

こちらにつきましても、附属資料の見出し議案第4号の方に図面を載せてございます。内容の方のご確認お願い致します。内容については以上です。

水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。

質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第8、議案第5号、農業委員会の活動計画についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長 日程第8、議案第5号、農業委員会の活動計画について。下記のとおり農業委員会の活動計画について、御審議願います。令和3年3月29日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

農業委員会の活動計画。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価を附属資料の見出し議案第4号の別紙様式2に記載してございます。

こちらの内容につきましては、1番と致しまして農業委員会の現状の内容を記載してございます。耕地面積として、5,670ha。経営耕地面積6,446ha。農地台帳面積と致しまして、5,803haとなっております。総農家数51戸。販売農家数51戸の主業農家数45戸、準主業農家数6戸。この内容につきましては、農林業センサスに基づいての記載となっております。

農業委員会の現在の体制と致しましては新制度に基づく農業委員会の体制として定数10に対して実数10。認定農業者8、女性1、中立委員1となっております。

次のページに行きます。2番の担い手への農地の利用集積集約化として、現状及び課題と致しましては、現在、農地の利用集積は円滑に図られていて、今後も遊休農地を発生させないよう担い手に利用権の設定による農地の有効利用図っていくとなっております。令和2年度の目標及び実績と致しましては、集積目標5,670haに対して、集積実績5,531haとなっております。達成率と致しまして、97.55%となっております。

目標の達成に向けた活動と致しまして、活動実績、農協等と連携し、農地の賃貸、売買の要望を把握して効率的に農用地を集積した。また、離農跡地については、農地保有合理化事業を活用し、新規就農者へ農地の集積を行ったとなっております。

目標及び活動に対する評価と致しまして、目標の設定は現状どおりで良いと考えており、より要望を集約し、効率的な集積を行うべく活動していく必要があるとなっております。

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進として、現状及び課題と致しまして、過去数年間で2名の新規就農者が実現した。今後も担い手不足が発生することが予想されることから、新規就農対策を行い担い手の確保を目指していくと記載してございます。

令和2年度の目標及び実績として、参入目標1経営体に対し、参入実績1経営

体となってございます。

目標の達成に向けた活動として、活動実績と致しましては、新型コロナウイルス感染症の影響により今年度の活動実績なしとなってございます。

活動に対する評価として、活動をとおして猿払村酪農の認知度を高めることにつながるため、引き続き実施する必要があるという事を記載してございます。

続いて、遊休農地に関する措置として、現状及び課題として、現在、遊休農地は確認されていない。離農跡地等が発生した場合、農協等と連携を図り地域の中心となる担い手へ集積を図る。

目標の達成に向けた活動と致しましては、農地の利用状況調査を実施しております。調査定員10名、時期としては10月の間で実施しております。

続いて、違反転用への適切な対応と致しましては、現時点では違反転用はないとなってございます。活動計画、活動実績として違反転用を発生させないよう、今後も継続して、農地パトロールを行っていく。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検として、農地法第3条に基づく許可事務を行ってます。年間処理件数10件のうち、許可案件10件となっております。

続いて、農地転用に関する事務につきましても、年間処理件数3、知事案件は無かったとなっております。

続いて、農地所有適格法人に関する報告への対応と致しまして、現在管内では12法人ございまして、報告書の提出は12法人とも提出してございます。

情報の提供につきまして、賃貸料の情報と致しましては、賃貸借件数として65件、公表時期として令和2年3月、ホームページ上でしていきたいと思えます。農地の権利移動等につきましては、対象の権利移動につきましましては105件でこちらの方についてもホームページ上で令和3年3月に公表します。農地台帳の整備につきましても、実施状況として整備対象面積として5,803ha。データを令和2年10月29日に更新済みとなっております。

最後に地域農業者から主な要望、意見及び対処内容とすれば、特にございませぬ。事務の実施状況の公表につきましては、総会の議事録を村のホームページで公表してございます。こちらの活動計画の点検、評価につきましても、同じくホームページにて公表してございます。内容については以上です。

水野会長

ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第5号、農業委員会の活動計画についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第9、議案第6号、農地利用最適化推進委員の委嘱の要否についてを議題と致します。

内容について事務局より説明します。

小林局長

日程第9、議案第6号、農地利用最適化推進委員の委嘱の要否について。農業委員会に関する法律、第17条第1項（昭和26年法律第88号）では、農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされています。ただし、同項ただし書きにおいて、政令で定める基準に該当する農業委員会は推進委員を委嘱しないことができるとされています。つきましては、下記のとおり提案いたしますのでご審議願います。令和3年3月29日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

内容につきましては、別紙附属資料議案第6号の見出しをご覧くださいと思います。こちらの方には、1、2、3という事で記載させてございますが、1番目に推進委員の委嘱しないことができる基準といたしましては、ア担い手への農地集積率が70%以上であること。イ遊休農地率が1%以下であること、となっております。2番目に猿払村の農地状況といたしまして農地面積が、5,650ha、農地集積率につきましては令和元年度の段階で集積率97.10%、遊休農地率として0%となっております。3番目判断結果といたしまして、集積率は70%以上であり、かつ、遊休農地率は1%以下であることから、推進委員を委嘱しないことができるということになってございますので、議案の方に戻りまして本村における農地集積率及び遊休農地率は、政令で定める基準に該当することから、農地利用最適化推進委員は委嘱しないこととすることで提案したいと思っておりますので御審議願います。以上です。

水野会長

ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第6号、農地利用最適化推進委員の委嘱の要否についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第10、議案第7号、現況証明願いについてを議題といたします。内容について事務局より説明します。

小林局長

日程第10、議案第7号、現況証明願いについて。下記のとおり、現況証明願いの提出がありましたので、御審議願います。令和3年3月29日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

案件につきましては、1筆の案件となっております。浅茅野台地343の

243となっております。利用状況につきましては、過去5年以前より宅地利用と最後にあります道路利用となっております。

こちらの方の位置図等につきましては、附属資料の見出し議案第7号の方に添付してございます。こちらをもってご確認のほどよろしくお願いいたします。内容については以上です。

水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第7号、現況証明願いについてを原案通り可決、決定いたします。

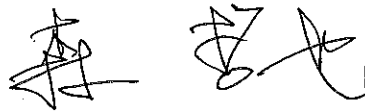
日程第11、その他。その他として、事務局から何かありますか。

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

無ければ、これで第6回の農業委員会総会を終了いたします。本日は、ご苦勞様でした。

議長 水野 正 継

会議録署名委員



会議録署名委員

